明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**七）　二
○食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（**同**八）　三

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**六）　六
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**一〇）　七
○テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（**同**一一）　八
○肥料取締法施行規則の一部を改正する省令（**同**一二）　八
○商業動態統計調査規則の一部を改正する省令（**経済産業**一一）　八
○一般高圧ガス保安規則等の一部を改正する省令（**同**一二）　一一
○河川法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**九）　一三
○船舶油濁損害賠償保障法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一〇）　一四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（**同**一一）　一六
○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境**六）　一六

〔告　示〕

○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示（**内閣府**一九）　四四
○ビスケット類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**一）　四四
○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**復興庁**一～一七）　四五
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件の一部を訂正する件（**総務**三一）　五五
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三三）　五五
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件（**同**三四）　五六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十九年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三五）　五六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三六）　五七
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分～平成三十年分）を公表する件（**同**三七）　五八
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件（**同**三八）　五九
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**同**三九）　五九
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四〇）　六〇
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**四一）　六〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**四二）　六一
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**四三）　六一
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件（**同**四四）　六二
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を追加する件の一部を改正する件（**外務**五二）　九一
○令和二年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件（**文部科学**一一）　九九
○専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程等の一部を改正する告示（**同**一二）　一三七
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**一三～二九）　一三八
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**厚生労働**五〇）　一四四
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（**農林水産**三九四）　一六七
○テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（**同**三九五）　一六七
○特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件（**同**三九六）　一六五
○特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部を改正する件（**同**三九七）　一六七
○肥料取締法施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件の一部を改正する件（**同**三九八）　一六九

（以下次のページへ続く）